

未登記家屋名義変更届について

相続、売買、贈与等により未登記家屋の名義を変更したかたは、税務課に届出が必要です。届出のあった日以降に訪れる賦課期日(1月1日)の年度から変更となります。

登記されている家屋の名義を変更したかたは、法務局にて所有権移転登記をしてください。

■ 届出に必要な書類

1 名義変更届

家屋補充課税台帳名義変更届

異動事由により下記の添付書類が必要です。

2 添付書類(写し可)

(1)相続

- ①新名義人の印鑑登録証明書または住民票
- ②原因証書
 - 1) 相続関係図
 - 2) 遺産分割協議書(相続人が一人の場合や法定相続の場合は省略)
 - ▶ 相続放棄者がある場合
 - 3) 相続放棄の証明書および印鑑登録証明書
 - ▶ その他相続する人がある場合
 - 4) その他相続者の印鑑登録証明書
 - ※ 遺言状が添付される場合は上記の代わりとなります。
- ③資産証明書

(2)売買・贈与

- ①旧名義人の印鑑登録証明書
- ②新名義人の印鑑登録証明書または住民票
- ③原因証書(売買契約書、贈与証書)
- ④資産証明書